

平成27年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年8月28日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成27年9月14日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	散会	平成27年9月14日 午前11時23分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	健康づくり課長	染川 健志
	副市長	中島 庸二	子育て支援課長	池田 秋弘
	教育長	杉崎 士郎	市民協働推進課長	緒方 俊裕
	総務企画部長	池田 英信	文化・スポーツ振興課長	
	市民福祉部長	田中 昌弘	福祉課長	
	産業建設部長	山口 健一郎	農林課長	横田 泰次
	教育部長	堤 一男	うれしの温泉観光課長	宮崎 康郎
	会計管理者 会計課長兼務	井上 親司	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	辻 明弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	財政課長	中野 哲也	環境水道課長	
	企画政策課長	池田 幸一	教育総務課長	
	税務収納課長	諸井 和広	学校教育課長	池田 正昭
	市民課長	大島 洋二郎	代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	納富 作男		

平成27年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成27年9月14日（月）

本会議第8日目

午前10時 開議

- 日程第1 発議第6号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書について
- 日程第2 先議表決
発議第6号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書について
- 日程第3 委員長報告
- 追加日程第1 発議第7号 教職員定数改善と義務教育費国費負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書について
- 追加日程第2 先議表決
発議第7号 教職員定数改善と義務教育費国費負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書について

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．発議第6号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者、山口政人議員。

○10番（山口政人君）

皆さんおはようございます。

発議第6号

安全保障関連法案の廃案を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成27年9月14日提出

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

提出者、嬉野市議会議員、山口政人、賛成者、同じく西村信夫、同じく山下芳郎。

理由、安全保障関連法案の廃案を国に求めるため。

安全保障関連法案の廃案を求める意見書（案）

政府は、集団的自衛権の行使を求める内容を含んだ安全保障関連法案を提出した。

安倍総理大臣は法案を提出する前から、この国会で法改正を成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法（PKO法）等、本来それぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡素化しようとしている。

戦後70年間、憲法の平和理念のもと我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行する政府の姿勢は容認できない。

また、安倍自公政権は7月15日、衆議院特別委員会で安保保障関連2法案の審議を打ち切り、強行採決した。これは、国民の声を踏みにじる暴挙である。

集団的自衛権の行使を認める「新三要件」には歯止めがなく、我が国に直接武力攻撃がなくとも、自衛隊による海外での武力行使が可能となる。新三要件は、便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更である。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権の必要性が認められず、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できない。

また、法案には国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大「現に戦闘行為を行っている現場でない場所」での活動の容認等、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。国際平和支援法案では、自衛隊の海外派遣を国会が承認する期限を努力義務としており、国会審議を形骸化させている。さらに6月4日に行われた衆議院憲法審査会において、憲法学の専門家3人を招いて行われた参考人質疑でも、与党が推薦した参考人をはじめ全員が憲法違反との見解を示している。よって、国会及び政府に対し、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止めて、安全保障関連2法案の今国会での強引な制定はせず、廃案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月14日

嬉野市議会

宛先として、内閣総理大臣、安倍晋三殿、以下6名でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

お諮りします。発議第6号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2. 先議表決を行います。

ただいま提案されました議案については、議事運営上、早急に議決を受ける必要があります。したがって、直ちにこれを先議し、質疑、討論、採決までの先議表決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。発議第6号については、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これから発議第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

それでは、今回のこの意見書に対して3点にわたって質問をさせていただきたいと思えます。ゆっくり言いますので、確認をお願いいたします。

まず1点目が、安全保障関連2法案の審議打ち切りを強行採決したという部分でございます。この部分に関しては、強行採決というのはそもそも不意打ちで審議を打ち切り、採決することでございます。

今回の採決につきましては、前日の理事会におきまして、審議を終了し、採決をすることが決まっておりました。また、民主党議員が事前にプラカードを持って委員会室になだれ込みましたが、不意打ちの採決であるならば、とてもプラカードの用意などはできないのではないのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

2点目につきましては、新3要件は、便宜的、意図的であり、立憲主義に反した解釈変更であると言われております。これは、どの部分が立憲主義に反した解釈変更であるのか、この点についてお伺いいたします。

3点目が、今回のそのそもの安全法案の制定でございますけれども、そもそも今回の平和安全法制がなぜ必要なのかと言いますと、1989年の東西冷戦終結後、この世界的なパワーバランスが崩れたと。

また、北朝鮮による軍事挑発の激化、8月にも韓国との間で一触即発の危機がっております。また、弾道ミサイル技術が飛躍的に進歩し、過去3回の核実験も実施されております。例えば発射されれば、佐賀には7分で到達いたします。

また、中国におきましても、軍事力が巨大化し、国防費が10年で4倍に膨らんでおります。額でいきますと13兆5,000億円と、こういう状況でございます。

また、皆さん御存じのように、南シナ海、南沙諸島での活動の活発化とともに、岩礁を埋め立てての軍事拠点化というような状況もございます。

昨年の自衛隊機のスクランブル発進を見ますと、昨年が943回行われております。10年でこれは5倍にふえています。そういう中で、中国機に対するスクランブルが464回と。また、国際テロ組織アルカイダやイスラム国の脅威、こういったことも大きな環境が変わってきております。

駐留米軍と自衛隊の体制で言いますと、1952年時点では、駐留米軍が26万人、自衛隊はそれに対して11.8万人、それが2012年段階では、駐留米軍が5万人、自衛隊が24万7,000人と、これでいきますと、駐留米軍が5分の1に減っているんですね、そして、自衛隊が2倍になっている。そういった中で、自衛隊の役割が相当に高まっているという状況でございます。こうした変化に対して切れ目のない防衛体制を築いて紛争を防ぐことが急務と考える、これが今回の法案でございます。この法案に対して廃案ということであるならば、こういった環境に対しての代替案があるべきであると思いますが、そういったことに対して、今回の意見書の提出者についてはどのようにお考えなのか。この大きく3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。山口政人議員。

○10番（山口政人君）

お答えをいたしたいと思います。

実は、この意見書を提出するに当たりまして、その背景といいますか、私なりの考え方といいますか、それをまとめておりますので、読み上げたいというふうに思います。

確かに現在、安全保障環境の変化というのはわかります。米軍と自衛隊による一定の抑止力というのが必要であるというふうに思います。その信頼性を高める努力は欠かせない。ただ、そうだとすると、最高裁の元長官を初め、多くの専門家が法案を憲法違反と指摘し、抗議デモが各地に広がり、国民の合意が形成されたとはいえない。違憲法案の成立を強行することは許されないというふうに思います。法案は廃案にして出直すべきであるというふうに思うわけです。政策上、集団的自衛権の行使を認める必要があるならば、国民に正面からその必要性を説いて憲法改正を問うのが筋であるというふうに思っております。政府が国会でどんな答弁をしようと疑念が拭えません。国民の不安は消えないというふうに思います。政権は集団的自衛権の行使ができる存立危機の概念すらあいまいなまま押し通す考えだというふうに思います。やはり運用に対する歯どめが欠落をしていると。政府の裁量を広げていると。こうした不安定な状況で自衛隊を危険な海外任務に送り出すことがあってはならないというふうに思います。

安倍政権の掲げる積極的平和主義というのは、海外の紛争への直接的な関与から一定の距離をとってきた戦後日本の平和主義とは、やはり似て非なるものだというふうに思います。時に誤った戦争にも踏み込む、他国の軍事行動と一線を引く。中国や韓国など、近隣諸国と

基本的な信頼をつなぎ、不毛な軍国競争に陥る愚を避ける、そうすることによって平和国家として中東で仲介役を果たすことにも役に立つ。憲法解釈を変更してまでも集団的自衛権を導入する切迫した必要性というのは政権の答弁ではなかったというふうに私は理解をしております。

国際貢献にしても、自衛隊派遣の強化だけが選択肢ではないというふうに思います。やはり難民支援や感染症対策、紛争調停など、多様な課題が山積をしております。やはり外交力を高める道を探すべきであると思います。やはり数の力で押し通すべきではないというふうに思っております。これ以上の皆さんの質問にお答えする材料というのは持ち合わせておりません。皆さんの意見を思えば、討論の中で示していただきたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

今、討論の中でおっしゃいましたけど、質疑があるわけですので、ここで質疑にきちんと答えていただきたいというのが私の最初の3つの質問でございます。余り突っ込んでみてもあれでしょうから、まず、最初の強行採決についての部分も答えていただきませんでしたけれども、もう結構です。

3要件の立憲主義に反した解釈というのも、憲法学者が反対したからとか、そういった部分でありましたけれども、中身について、国民については憲法前文の、憲法第13条によって、生命、自由、幸福追求の権利を持っているんですよね。そういった中で、憲法において自衛の権利が認められているということで解することができます。

新3要件についても、自衛の権利を逸脱することなく、あくまでも自国防衛のための集団的自衛権の限界を示したものでございます。専守防衛の枠を逸脱したのではなく、立憲主義に反したものとは言えないと、これは主にそういうふうに確信持って言えるんですけれども、こういったことに対して意見者としては答えていらっしゃいませんけれども、この分に関しては強く専守防衛を前面に出した今回の新3要件ということで、立憲主義に反したものではないと強く私は主張をして、その質問者の答えを聞きたいと思います。

憲法学者についても、憲法学者が違憲とか言っていますが、最終判断は最高裁がするものなんですよね。だから、ここら辺について、自衛隊に関しても、この憲法学者自体は自衛隊に関しても違憲という言葉が出ておりますので、当然、違憲という形になると思いますけれども、そういったことに対して提出者はどのようにお考えなのか。この点だけは、この新3要件が違憲だという、その根拠だけは示していただきたい。後の部分は、私はもうこれでのみましますけれども、この部分だけは質問に答えていただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

お答えしたいと思います。

いわゆる憲法9条の解釈というのは、集団的自衛権というのは擁してはおります。しかし、行使はせずと、専守防衛に徹するということになっております。この新3要件につきましては、日本が攻撃されていないのに敵を攻撃して専守防衛と言えるのかと。日本は攻められていないのに他国のために自衛隊が出動する、そんな集団的自衛権がどんなときに必要なのか。やはり説得力のある具体例は示されていないと私は思っております。他国への攻撃によって日本の存立が脅かされる明白な危機がある事態、そんなときに個別的自衛権では対応できないことが現実起こり得るのか。

艦隊を含む米艦が自衛隊に守ってもらうような事態に現実味があるとは言いがたい。というのは、やはりアメリカのイージス艦が日本に助けてもらわねばならないような少ない艦隊で行動することはあり得ないというふうに思っております。

それから、中東の機雷掃海についても、油が途絶えれば問題だというのが、国家存立の危機だと納得する国民がどれだけいるのでしょうか。これは私の考え方でありまして、お互いに平行線を引くばかりだというふうに思っております。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、まず、提出者は、自衛隊に関してはどのような、違憲と見ていらっしゃるのかどうか、この辺ですね。

自衛隊に関して先ほど、海外とかいろいろ話がありましたけれども、PKOのときも特措法をつくって自衛隊を海外派遣いたしました。今回のこの法案を制定することによって事前にそういった訓練ができるわけですね。今回この水害のあの自衛隊の活躍を見てみたらわかると思いますけれども、ああいった現場でいきなり行ってこいと言われて、ああいう活動ができるのかと、これは全く人命救助ですので一緒ですね。そういうことで行けば、事前の準備が——やっぱり特措法という形では事前の準備もないままに行く。それを今回のような法案をつくったことによって事前にそういった訓練もできるということで行けば、これは本当にどう考えても、通常考えても必要なことであるというふうに思うんですね。そういったことに対して提出者としては各論にいけばもうそれぞれいろんな意見がありますから厳しいと思いますけど、まず最初の自衛隊に対する考え方だけお聞きしたいと思います。これで私の質問は終わります。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

お答えしたいと思います。

この自衛隊派遣の件につきましては、他国軍を手伝う活動は戦闘と一体の兵たん呼ばれておりますけど、やはり戦争に加担していると見なされる。これは憲法が禁じる他国の武力行使の一体化に当たるというふうに私は思っております。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第6号の質疑を終わります。

本件につきましては、さきにお諮りいたしましたとおり、直ちに討論、採決を行いたいと思っております。

発議第6号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。芦塚典子議員。反対討論ですよ。

○11番（芦塚典子君）

皆さんおはようございます。

私は今回提出されております安全保障関連法案の廃案を求める意見書に反対する立場で討論をさせていただきます。

現在、国会で行われております平和安全法案の審議は、集団的自衛権の限定的容認をめぐる政府見解の合憲性及び過去の政府解釈との融合性など、憲法解釈論争に焦点が置かれ、野党にとっては十分な審議時間が割かれておりますが、最も重要なのは、我が国周辺の安全保障環境の変化に着目し、現実的な審議をすることであります。

まず、集団的自衛権の行使は、国連憲章第51条によって、全ての加盟国に認められた国際法上の権利であり、もちろん日本にも当然認められている国際法上の権利であります。ただ我が国には、自衛力を超える戦力の不保持を定めた憲法9条2項があり、したがって、自衛権の行使に一定の限界を設け、憲法9条1項にありますように、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求するとうたわれておりますように、国民の願いに合致する内容でなければなりません。その行使につきましては、政府が第3要件で示したとおり、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険のある場合に限り集団的自衛権の行使を容認するとの見解は明らかに憲法の許容範囲であります。

また、日本が主権国家として固有の自衛権を有し、必要な自衛の措置をとり得ることを認めた最高裁判決の法理に照らしても全く問題のないところです。

現在、我が国周辺の安全保障環境は激変しつつあります。オバマ米政権は内向き志向を強め、軍事費を大幅に削減する一方で、一昨年9月には、米国はもはや世界の警察ではないと宣言いたしました。

これに呼応するように、中国は国際法を無視した力による現状変更に拍車をかけ、南シナ

海では、近隣諸国からの強い抗議をよそに7つの岩礁を埋め立て、3,000メートル級の滑走路も建設しております。

東シナ海でも、日本との中間線上付近に、先ほどおっしゃいましたように、16基のガス田用のプラットフォームが確認されております。軍事転用危険もあります。

また、東シナ海は、日本漁業にとって、アジ、サバ、イワシのとれる良好な漁場でありました。今や中国の大型警備船に護衛された100隻から200隻の漁船団の後に中国海軍が護衛しております。東シナ海での中国漁船の乱獲が横行し、日本の漁獲高は激変し、漁師の生活に影響を与えております。また、この東シナ海海域は、我が国にとって重要な海上輸送路であり、中国による軍事支配は航行の自由を脅かし、国民生活を根底から覆すことになりかねない状況です。

ロシアもまた、オバマ声明直後にクリミア半島を併合し、武力による露骨な領土拡張政策を押し進めておりますことは、テレビの映像で御存じのとおりです。

プーチン大統領はことしの6月に、北方領土2島に関しては対話の用意があると発表いたしました。2カ月半後に、8月にはメドベージェフ首相が択捉島を訪問し、北方領土のロシア支配を強化する法案も既に閣議決定をされております。

朝鮮半島においては、北朝鮮は事実上の核保有国であり、先ほどおっしゃいましたように、2003年までに3回の核実験を行っております。日本海に向けては弾道ミサイルを何度も発射している状況です。

これらの、中国による南シナ海、東シナ海の進出、北方領土の整備を着々と進めているロシア、また、朝鮮半島の有事等も念頭に置いて、我が国を取り巻く周辺諸国の安全保障環境の激変を鑑み、日米同盟の強化を訴え、政府と国会に対し、速やかに平和安全法制の早期成立を断行すべきであることを求めます。

日本国民の命と日本国を守るために、一日も早く安全保障関連法案を成立させていただきたいと要望し、反対討論といたします。11番芦塚典子です。

○議長（田口好秋君）

次に、賛成の立場で討論があらわれましたら。西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しをいただきまして、安全保障関連法案の廃案を求める意見書に賛成する討論をいたします。

今回の法案は、戦後70年間、憲法の平和理念のもと、我が国が貫いてきた海外で武力行使しないという原則を大きく転換しようとしております。さらに、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強固する政府の姿勢は容認できません。

安倍自公政権は、7月15日、衆議院特別委員会で安全保障関連法案2法案の審議を打ち切り、強行採決をいたしました。これは、国民の声を踏みにじる暴挙であると思っております。

政府の提出している安全保障関連法案は、6月4日に行われた衆議院憲法審査会において、憲法学の専門家3人を招いて行われた参考人質疑でも、与党が推薦した参考人を初め、全員が憲法違反との見解を示しました。

また、9月4日の佐賀新聞でも大きく報じられたように、元最高裁判官の山口繁氏も、安全保障関連法案について、集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ないと強い口調で言われております。

政府与党は1945年、砂川事件最高裁判決や昭和42年の政府見解を法案の合憲性の根拠と説明することに関しても、論理的な矛盾があり、ナンセンスと厳しく批判をされております。では、安保法案の政府案はどこに問題があるかといいますと、集団的自衛権はなぜ憲法違反なのかと、3つの論点があると思います。

まず1点目、昭和34年の砂川事件判決、これを根拠として、集団的自衛権はいいんではないかと言いました。砂川事件は何かというと、昭和34年、当時東京の立川市砂川町にある米軍の基地がつくられようとした米軍基地に全国的な反対運動が起こった、その一例であります。そこで、裁判になった駐留米軍、これが憲法違反であるかないか、これが論点になりました。その結果、裁判になる最高裁まで示され、日本は憲法9条はあるけど自衛権は持っている。最高裁の初めての判決でありました。しかし、駐留米軍、これが憲法違反かどうか、これに関しては極めて政治的判断なので、最高裁として判断はしませんと、このような内容であったと思われれます。

本丸として、砂川判決は、駐留米軍の合憲か違憲かが問われた裁判であって、その流れの中で、9条はあるけど自衛権は日本は持っている、これをもって今回、政府は自衛権を持っているといったときに、個別か、あるいは集団とも最高裁は言っていないじゃないかと。言っていないということは否定していないじゃないかということだろう。否定していないなら集団的自衛権の根拠になるのではないかということ政府は今言っておるところでございます。しかし、これに関して多くの憲法学者、元内閣法制局長官も含めて、あの判決は駐留米軍の憲法違反かどうかを言っているだけで、集団的自衛権の根拠になるのはおかしいと多くの憲法学者がこれにかみついたわけです。これがまず1点の憲法違反と私は認識しております。

それから、2番目、昭和47年、政府見解があります。何かというと、集団的自衛権は憲法違反よといってまとまった政府見解がずっと今まで答弁をされております。日本の憲法上、集団的自衛権はだめですよずっと言いながらも、それを昭和47年、当時内閣法制局長官が政府統一見解としてまとめたものであります、このまとめたものが3点ありますので、ここで申し上げておきたいと思えます。

まず1点目、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていると到底解されない。つまり、9条のものは、自衛権はありますよというこ

とです。

2番目、では、どういう場合に自衛権が認められるかという、外国の武力攻撃があつて、それによって国民の生命、自由、幸福追求の権利を根底から覆されるという急迫、不正の事態、これに対処するために国民の権利を守るためやむを得ない措置として初めて容認されるものであるから必要最小限の範囲にとどめるべきであるということで、要するに、自衛の措置も無制限は認められないというようなことです。

結論として、そうだとすれば、我が国の憲法下で武力行使を許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、つまり日本に対する攻撃が行われたときに限るのであつて、したがって、他国——アメリカと申し上げておきますが、アメリカに加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする、いわゆる集団的自衛権は憲法上だめですよということ言われております。それが昭和47年の見解です。これがずっと政府の定番、答弁もずっとしてきたところでございます。

ところが、政府はどう読みかえたかという、まず1番目には、自衛の措置はまずあるよと、2番目に、自衛の措置も無制限ではない、外部からの無力攻撃があつて、そのために国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される、それを排除するための自衛の措置であるというふうなことを言われております。しかしながら、昔と今は時代が違います。昔は日本に対する攻撃があつたときだけ国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されることが起こり得ると。そこで、日本が攻撃されるのみならず、仮にアメリカが攻撃されても、日本の国民が生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆すようなとんでもないことがありますでしょうか。

そして、最後ですけれども、日本ではなく他国に攻撃が加えられても、日本の国民の権利、生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されると、とんでもないおかしいことは、そこで自衛権でしょうということいろいろ議論をされておりますけれども、集団的自衛権に当たる部分に当たっては曖昧であり、どういう憲法解釈の変更をしたかということで7月1日に、これは憲法学者の皆さんがこれにも怒ったところでございます。よって、一定、憲法違反ということを皆様方にまず御報告をしておきたいと思っております。

こういった、このように先ほど述べたように、今回の法案は憲法の縛りを外すもので、海外で戦闘に巻き込まれる危険性が極めて高いものであります。中でも米軍などの後方支援に日本の自衛隊が弾薬の輸送、さらに、発進準備中の戦闘機に給油することなどが盛り込まれており、今回の法案は戦争法案と言わざるを得ません。もし、この法案が成立すると、日本国民は国の内外を問わずテロの標的になると、そこまで心配をされております。

最近、NNNが9月4日から9月6日に行った今回の安保法案の世論調査によると、今回の国会での成立をさせること、よいと思わない人が先月より7.8ポイントふえ、65.6%になったと報道をされております。嬉野市民の多くの方も、今回の安保2法案は、日本が危険

な方向に進む安倍政権の暴走に反対されておられる方は非常に多くいらっしゃると思います。どうか議員の皆さん、全ては子どもたちのため、孫たちのため、日本の立憲主義、民主主義を壊さないよう、嬉野市から全国に発信しましょう。

よって、今回の提出している安全保障関連法案の廃案を求める意見書に賛同いただけますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

以上、終わります。

○議長（田口好秋君）

次に、反対の立場の討論を求めます。辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

私は反対の立場で討論をいたします。

ことし戦後70年の節目を迎え、改めて平和のとうとさを感じ、そして先人たちの大変な努力により世界有数の経済大国に育て上げられたことに深い敬意と感謝を申し上げます。しかし、年月を重ねていくうちに、この日本の平和が何で維持できたのか、実態がぼやけてきているのではないのでしょうか。

今回の安保関連法案に反対する人たちの多くは、憲法で不戦の誓いをしているから武力を仕掛けてこられないと信じられているようですが、外国から見れば、相手国にどんな憲法があろうと国益のためなら武力も辞さないのは世界の常識であり、今まで武力による衝突がなかったのは、日米安全保障条約のもと、アメリカの武力の傘がかかっていたからこそ、抑止力の力が働き、平和に経済活動ができていたのが本質ではないのでしょうか。そのアメリカが、国内の経済状況や意識の変化で日本にかかっている傘の大きさがだんだん小さくなってきており、それを見透かすように近隣諸国が、一步、二歩と足を踏み出し、挑発してきているのが昨今の現実ではないのでしょうか。

今後、日本は何をすべきなのか。それは抑止力を維持できるように、自分の国は自分で守られる体制を整え、世界の普通の国にならなければならないのではないのでしょうか。憲法を守っていれば日本は平和でいられると思っている夢うつつのお花畑に住んでいる人たちは、現実を直視し、お花畑の外には畑を荒らそうとしているイノシシがすんでいることから目をそらしてはならないのです。抑止力が働き、戦争とならないように、私は今回の法改正は必要だと思い、よって、廃案にする意見書には反対をいたします。

○議長（田口好秋君）

次に、賛成の方の討論を求めます。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

議席番号9番山下芳郎です。私は議員発議第6号の安全保障関連法案の廃止を求める意見書（案）に賛成の立場で討論をいたします。

理由として、集団的自衛権の行使容認と他国軍への後方支援などの安全保障政策の法案は、

さきの議会で一般質問ように、本来ならば国民の審判を受けて憲法改正をすべき最も大事なことを憲法の解釈で運用しているということでもあります。

集団的自衛権を行使することで、積極的平和主義の名のもとに前に進むことをよしとする勇ましい考えは、地球の裏側であっても同盟国の要請を受けて日本は武力攻撃ができるようになってくるのである。集団的自衛権は同盟国が攻撃を受ければ日本は攻撃を受けていなくても相手国との戦争に参加する、これが基本であります。

国会での閣僚の答弁が曖昧なのは、日本が攻撃を受けていない戦争のとき、限定的、また必要最小限度という武力行使の判断が難しいのであり、米軍を初め、他国軍の要請を受けて大きくさまが変わってくるわけであります。

安倍首相は、そのようなことは絶対ないと言うが、その判断が、解釈は時の政権に委ねられていることがますます日本の危機につながるものである。憲法とは、政権が変われば解釈も変わるというものであってはならないものである。あの悲惨な大戦と広島、長崎の原爆の体験を受け、二度と戦争はしない平和憲法を歴代政権は守ってきた。時代の変遷に合わせ、変えるものと守っていくものがある。この平和憲法はどう周辺事態が変わろうと守るべきものである。守ることで、世界は日本の独自性を認め、平和外交ができるのである。この法案が容認されれば、日本が世界に誇れる平和憲法ががらがらと崩れていくと思える。

現憲法を制定した吉田茂首相は、昭和21年の国会において以下のように答弁した記事を紹介しします。「戦争放棄に関する法案の規定は、直接には自衛権を否定してはおりませぬが、第9条第2項に於て、一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛隊の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。従来、近年の戦争は、多く自衛権の名において戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争亦然りであります。故に我が国に於ては如何なる名義を以てしても、交戦権はまず第一自ら進んで放棄する。放棄することによって全世界の平和の確立の基礎をなす。全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献する決意を、先ず此の憲法において表明したいと思うのであります。」との演説であります。戦後復興の混乱のとき、満州事変から大戦への道への反省をもとに、並々ならぬ覚悟で平和憲法を制定された。改めて創設の精神に立ち返り、この日本の平和のあり方を考えるべきときに、まさに戦後70年の今、大きく方向を転換しようとしていることに反対である。

よって、本意見書について賛成をいたします。

以上であります。

○議長（田口好秋君）

次に、反対の立場の討論がありましたら。大島恒典議員。

○12番（大島恒典君）

私は安全保障関連法案の廃案を求める意見書に対して反対の意見を申し上げたいと思います。

今国会で審議されております安全保障関連法案をめぐっては、現在国論を二分するような状態になっております。しかし、今現在、日本を取り巻く状況といたしましては、先ほど来話があつておりますように、中国が進める軍拡——軍備拡張、そしてまた、北朝鮮によるミサイルの開発、非常に進んでおる状況であります。

このような中において、これは日本だけが脅威と感じている問題ではなくて、世界各国がこの脅威をひしひしと感じておるわけでございます。

先ほど来、集団的自衛権の話があつておりますが、集団的自衛権といいますのは、私、解釈いたしますと、世界で一番最大の軍事同盟が北大西洋条約機構、いわゆるNATOでございます。そういった同盟国の中においても、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ各国がかかわつておるわけですけれども、そういった中においても紛争となった場合には、各国の個別の権利に基づいて派遣するのであって、すなわち集団的自衛権、これを持っているからすぐアメリカの言いなりになって日本が戦争についていくということは私としては判断できる状況にはありません。

そして、先ほど来、新3要件についても話があつておりますが、その新3要件の中においては、読みますと、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立危機が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」、そして、2つ目、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき」、そして3番目、「必要最小限度の実力を行使することができる」、この新3要件について、私はこれで十分な歯どめがかかっていると確信しております。

そういったことで、今回出されております廃案を求める意見書に対しては、私も今の法案がベストとは申しません。ただ、今の現段階において日本がとり得るベターな選択ではないかと思つてこの法案に、廃案を求める意見書については納得しかねないものでございます。

○議長（田口好秋君）

次に、賛成の立場の討論がありましたら。山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

私は今回の安全保障関連法案の廃案を求める意見書について、賛成の立場で短く意見を述べさせていただきます。

この法案は、国会が決定権を持っているのでありますが、安倍総理はさきにアメリカの議会でことしの夏ごろまでにはこの法案を成立させると言明し、約束されました。こんな大事なことを自国の国民の了解を得られていないのに、そういう手法を使ってやるのは間違つていと思います。私は、党派やイデオロギーに関係なく、自分の良心に従つてこの安保関連法案に反対せざるを得ません。

元最高裁判所長官や判事、また、元法制局長官の方々、また知識人や良識ある学者の多く

の方々が憲法違反だと判断されているので、私もそう思います。

個人的な話になりますが、私の大学の恩師、その専門分野では著名な経済史家であられた先生が、ことし6月、80歳で亡くなりました。先生は、1935年、昭和10年、北朝鮮の平壤（ピョンヤン）で生まれ、中国との国境にある新義州（シニジュ）で少年時代を過ごされ、戦後、日本に引き揚げてこられた体験を持たれています。私はここ数年、機会を見つけてこの先生宅をお訪ねし、いろいろお話を伺い、交流をさせてもらっていました。戦争を肌で感じておられる先生は、安倍総理や今の政権の手法や考え方に、歴史をよくわかっていない、不勉強だと批判されておられました。御存命なら、先生も反対の声を自分の立場で発せられたと思います。

また、先ほど日本を取り巻く状況の中で、北朝鮮や中国、韓国、ロシア、そういうところの脅威が増しているという認識をされて意見を述べられておりましたが、日本は東アジアにある国であります。アジアの中の一国の日本であります。どうしてそういう国々と仲よくやっていけないのか、それが一番問題だと思っております。ああいう国ではありますけど、アジアの仲間として友好を保っていく外交をやっていくのが大事ではないかと思えます。

明治維新を生きられた勝海舟という、彼は日清戦争に反対しております。そういう中国という国と武力をもってまじるとするのは間違っていると私も思っております。こういう先輩方の声や私を議員に選んでくださった市民の方々を代弁して重ねてこの意見書に賛成をします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、この意見書に反対の立場の方がおられたらお願いします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

おはようございます。今回、私は安全保障関連法案の廃案を求める意見書に対しまして、反対の立場から討論を行いたいというふうに思います。

現在、先ほどから各議員がおっしゃっております。非常に重複するところもあろうかと思いますが、私なりに討論をさせていただきたいと思えます。

現在日本を取り巻く安全保障環境、これにつきましては、急速に、しかも大きく変化をしますますその厳しさを増しているところでもあります。

北朝鮮におけます弾道ミサイル、関連技術の飛躍的な進歩、あるいは核開発の問題、また、尖閣諸島及び南シナ海など、周辺で起きております中国の領土拡張主義問題など、我が国の周辺で起きている身近な問題に加え、日本の存立危機につながるペルシャ湾の紛争、あるいはイスラム国などによる国際テロ行為などを考えた場合、もはや一つの国だけで自国を守れる時代ではないというふうに考えます。

今回、平和安全法制の整備を行うことにより、切れ目のない防衛体制を構築し、我が国の

安全保障の基軸である日米間の協力関係、これが強化され、争いを未然に防ぐための抑止力を高めること、これにつながるようになります。

また、国際社会の一員として、平和と安全を守るための国際貢献、これも当然、必要であります。

戦後70年間、日本は平和憲法のもとで専守防衛に徹し、他国に脅威を与える軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの安全保障政策の基本方針を堅持してきました。この根幹は一切変わるものではなく、今回のこの平和安全法制の整備により、万が一の不測の事態にしっかりと備えると同時に、何よりも外交による平和的解決、これを最優先にしていくこと、これが一番大切であるということを申し添え、今回の安全保障関連法案の整備を支持し、廃案を求める意見書提出については、反対の討論といたします。

○議長（田口好秋君）

次に、賛成の立場の議員がおられたら。山口要議員。

○17番（山口 要君）

私は今回の安全保障関連法案の廃案を求める意見書について、一部内容に異論はあるものの、鳥瞰的な考え方の中で賛成の討論を行わせていただきたいと思います。

まず、本論に入ります前に、現状情勢を含めたことについて、皆様方に思いを訴え、その後、本論を展開したいと思います。

さて、過去長年にわたって、自民党員として及ばずながら活動してきた私といたしまして、今の自民党の状況を見るにつけ、いつのころから一般大衆並みのサイレントマジョリティー的な体質へと変貌してしまったのかと非常に残念な気がしてなりません。

先日の一般質問の冒頭でも申し上げましたように、まさに物言えば唇寒しといった状況に置かれ、今回の法案につきましても、あまた国会議員がいる中でそれぞれの考え方があるにしても、何の問題提起や異議を唱えた者がわずか1名であったというのは嘆かわしい限りであると、私に言わすれば、開かれた政党としての体をなしていないといっても過言ではないというふうに思っております。

その上に、安倍首相に近いグループの勉強会において、一連のマスコミ報道に圧力を加えたり、沖縄県民に対しての侮辱を与えたりするような発言が相次いでおりますのは、まさに唯我独尊的な考えであると、おごりの高まりだと思うのは私一人だけでしょうか。

さらには、安倍首相の側近中の側近である磯崎首相補佐官におかれましては、講演の中で、「我が国にとって法的安定性は関係はない」といったような意味の発言をされたとの報道には我が耳を疑うばかりでありましたが、その後、その一連の発言に対して、国会での委員会質疑の中で、野党からの質問の際に総理自身が、「まあいいじゃん、そういうことは」と、いうやじがあったとの新聞記事には、それこそ一国の長としての品位さえ疑うところでもありました。末端の一市会議員である私が偉そうな意見を申し述べることについてはいささか

はばかれるところもありますが、今の国会において、対案さえ示さない民主党を含め、本当に国民の代弁者であり国のあるべき姿について論ずべき国会であろうかと疑念を抱き、我が国の将来に対して一抹の不安さえ感じている今の心境でもあります。

さて、前置きが長くなりましたが、本論に移りたいと思います。

今国会の法案の主とするところであります集団的自衛権の行使ということについては、これは、先ほど来の中でも言われているように、国連でも認められ、国際社会においても当然視される中で、中身の問題は別として、遅まきながら我が国がその現実に合わせていくということについては、私自身むしろ理解できるところでもあります。

そして、そのことが戦後日本の大きな方向転換になっていくということは紛れもない事実であり、それゆえにこそ、その変化を今行おうとしているような建前や方便でもって切り抜けていくということについては、健全な手法ではないと言えるのではないのでしょうか。つまり集団的自衛権が本当に我が国にとって必要と考えるならば、こそくな手段を選ばず、堂々と王道を歩み、憲法改正の発議を行い、国民の真意を問うべであろうと考えるのは、恐らく私一人ではないというふうに思っております。しかし、先ほど申し上げましたように、現状の推移を見ておきますと、時の首相、時の内閣によって憲法解釈の裁量権によって事を進めていこうとしていることにつきましては、これは大きな間違いであり、過ちであると言っても言い過ぎではないというふうに思います。

ことし初めに亡くなられた元東大教授の奥平先生の著書の中にも、「憲法というものは未完のプロジェクトであり、時代にそぐわない部分があれば手直しもしていい。しかし、憲法解釈の変更で憲法の中身を変えることがあってはならない」との指摘をされておられます。このことは、まさに言い得て妙であり、論を待たないところでもあります。

さらには、今国会の法案における国会の公聴会の中においても、先ほど来出ていますように、自民党推薦の委員も含めた全員の憲法学者が憲法違反であると言ったことは傾聴に値するものではないでしょうか。

加えて、マスコミの世論調査においても、国民の60%以上が今国会の成立に反対しているという結果を見ても、民意を軽視して今国会で成立させるということは言語道断と言わざるを得ません。

このような周囲の状況を踏まえる中で、私ごとで申しわけありませんけれども、私の父は傷痍軍人でありました。20歳代、多感な青春時代を棒に振り、昭和13年から昭和15年まで中国大陸で、そして、昭和17年から終戦までビルマで戦いながら、左足銃弾貫通、右耳鼓膜破裂というふうな傷を負いながらも九死に一生を得て帰還をしたところでもあります。その父が戦争について一切話すことはありませんでしたけれども、晩年、その戦争の思い出のしおりをつくる時に初めて、ほんの一部でありましたが、私に戦争のむごさ、悲惨さについて話をしてくれたことが今なお私の脳裏から焼きついて離れません。

かつて読んだ本の中に、「戦争は平和を唱えて始まる」、また、「平和を求めながら人は戦争を引き起こす」といったことが書かれてありました。安倍首相が戦後談話で言及されておりますように、本当に次の世代のことを真剣に考えるとすれば、ここは、いま一度立ちどまって考え直してみるべきだというふうに思います。

最後になりますが、嬉野市議会において、この問題が俎上に上がり、たとえノイジー・マイノリティであっても、論議できる場を与えてもらったことに対し、感謝を申し上げ、嬉野市議会にとっても非常に有意義なことであったというふうに思っております。

長々と申し上げましたが、良識ある議員諸兄に申し上げたい。今回のこの法案については、イデオロギーによる聖者の祭壇によりどこを求めるところではなくして、自分自身の真心に向かって可否の判断をしていただくことをお願い申し上げ、長くなりましたが、討論を終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

次に、この意見書に反対の立場の議員がおられましたら。討論はありませんか。川内聖二議員。

○3番（川内聖二君）

皆さんおはようございます。議席番号3番川内聖二です。本日は傍聴席の皆様方には早朝より足を運んでくださりましてありがとうございます。

それでは、私は安全保障関連法案の廃案を求める意見書に対しまして、反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回提出されました安全保障関連法案を求める意見書を見まして、戦争が終わって70年がたち、日本はこれまで外交力とアメリカと同盟国という力で戦争に巻き込まれないで平和を維持してきたと思います。しかし、この数年、近隣諸国の状況を見ますと、先ほど先輩の議員が申しましたように、年々状況は変わっていると思います。

中国は南沙諸島に7つの人工島をつくり上げ、軍事基地を配備し、北朝鮮はこれまで核実験3回を行い、短距離弾道ミサイルから長距離弾道ミサイルまでを所持し、2006年には日本海に向けて7発のミサイルの発射実験をしております。

このような近隣諸国が変わる中、これまでのような平和を維持していくには、法整備を行い、抑止力を強化し、争いを未然に防ぐようにしなければならないと思います。二度と戦争を行わない法整備を国に行っていただきたい。そして、決して戦争を行わないための法案をつくっていただきたいと思います。

以上で私の討論は終わります。

○議長（田口好秋君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第6号について採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。反対多数であります。したがって、発議第6号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書については否決されました。

日程第3. 委員長報告を議題といたします。

本定例会で、文教福祉常任委員会に付託した平成27年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書の審査結果について報告を求めます。大島恒典文教福祉常任委員長。

○文教福祉常任委員長（大島恒典君）

それでは、請願審査報告書を行いたいと思います。文教福祉常任委員会委員長の大島でございます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告いたします。

事件の番号、平成27年請願第2号、件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための、2016年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書。

審査の結果は採択でございます。

理由といたしましては、請願の内容は願意妥当と認めます。また、意見書案については、当委員会で作成し、本会議へ提出いたします。

○議長（田口好秋君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから平成27年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書について採決します。

この請願書に対する委員長の報告は採択とするものであります。委員長報告のとおり採択とすることについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、平成27年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書は採択とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（田口好秋君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。ただいま大島恒典文教福祉常任委員長から、発議第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書についてが提出されました。これを追加議事日程第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、大島恒典文教福祉常任委員長。

○文教福祉常任委員長（大島恒典君）

発議第7号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2016年度政府予算に係わる意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成27年9月14日提出

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

提出者 嬉野市議会文教福祉常任委員会
委員長 大島 恒典

理由といたしましては、教育環境改善のため教職員定数改善と、教育の機会均等と水準の維持向上を図り、教育予算を確保、充実させる必要があるためでございます。

案でございます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、

2016年度政府予算に係わる意見書（案）

子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。そして、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、親の経済力の違いによる「教育格差」の問題ともなっている。また、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が他の加盟国に比べて多くなっている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要で、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠である。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。さらに、地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月14日

佐賀県嬉野市議会

議長 田口 好秋

宛先は、内閣総理大臣、安倍晋三殿、以下衆参両院議長、総務大臣、財務大臣、文科大臣でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議議第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第2. 先議表決を行います。

ただいま提案されました議案については、議事運営上、早急に議決を受ける必要があります。したがって、直ちにこれを先議し、質疑、討論、採決までの先議表決をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。発議第7号については、質疑、討論、採決までを行うことに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第7号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから発議第7号について採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書については可決されました。

以上で、本日提出された案件の質疑、討論、採決などの日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうも皆さんお疲れさまでございました。

午前11時23分 散会